

## 第7節 消火・救助・救急活動

本町は、泉大津警察署をはじめ、他の関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

### 第1 忠岡町

#### 1 災害発生状況の把握

本町は、被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

#### 2 応急活動

##### (1) 消火活動

ア 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防活動を行い、火災の鎮圧に努める。

##### (2) 救助・救急活動

ア 泉大津警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

#### 3 相互応援

(1) 本町単独では、十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪府、大阪市消防局あるいは他市町村などに応援を要請する。

(2) 本町は、応援の要請を行った場合、応援部隊が有効に活動できるよう、応援部隊の集結場所を明らかにして、本町から必要な誘導員を派遣するなど応援部隊が有効に活動できるよう留意する。

(3) 本町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。被災市町村は、火災の状況、地理、水利の情報を本町に対して提供する。

(4) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）に応援を要請する。

### 第2 各機関による連絡会議の設置

本町は、大阪府、泉大津警察署、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）及び自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

### 第3 消防団

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生その他により必要と認めたときは、非常警備体制を命じるとともに、町長及び消防長の命により緊急出動する。

ただし、指示がない場合においても、消防団長が災害の発生を察知したときは、直ちに出動するものとする。

### 第4 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助、救急活動を実施する。

また、本町消防署、泉大津警察署など防災関係機関との連携に努める。